

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第三次改訂版」(案)に対する意見募集結果の概要

青少年・家庭課

1 パブリックコメントの募集等

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画第三次改訂版」(案)について、次のとおり県民の皆様から意見を募集しました。

(1) 募集期間

平成28年2月25日(木)から3月10日(木)正午まで

(2) 周知方法

計画案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供を行うとともに、新聞広告を掲載した。

2 受付意見数

5件(2個人)

DV防止等の啓発に関する意見	2件
DV被害者支援に関する意見	2件
関係機関との連携に関する意見	1件

3 主な意見及びその対応方針

意見	対応方針
DVやDV被害防止の教育の推進では、学校ばかりではなく、企業や地域などでも「出前講座」を実施してほしい。(1件)	県では、DVやデートDVの予防啓発を行うDV予防啓発支援員(ファシリテーター)を養成し、要請に応じて主に学校を中心に派遣して啓発学習を実施しています。地域や企業も活動範囲としていますので、積極的な実施に努めるよう計画に記載します。
一般社会にはそれほどDVの理解が広まっていない。(1件)	DVは重大な人権侵害であり、決して許されない行為であること、またどういった行為がDVに当たるのか等について、今後とも広く啓発に努めます。
被害者のための専用シェアハウスを設立してほしい。(1件)	一時保護施設退所後すぐに自立生活に移れないDV被害者や、単身の女性が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設として、平成15年度より「ステップハウス」を運営しています。
外国人や障がい者の被害者にも手厚い支援をしてもらいたい。(1件)	外国人や障がい者のDV被害者についても、鳥取県独自の様々な支援の対象として施策を講じています。外国人支援に関しては、専門の通訳支援員を養成し、相談や諸手続きの際の通訳支援を行っています。また、障がい者支援に関しては、障がい者施設で一時保護を行うことのできる体制を整えています。
配偶者暴力被害者の方は自ら動くことすら困難な時があります。日本司法支援センター(法テラス)の配偶者暴力等を含む被害者精通弁護士を活用して、現在ある同行支援と併せて代理支援も行うべきです。	日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)は、県のDV関係機関連絡会の構成メンバーに入っており、日頃連携を図って支援をしているところですので、計画本文に法テラスとの連携について記載します。